

件名	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成26年4月30日公布、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>国の基準省令の改正に伴う保育所の設備及び運営に関する基準の改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の運営についての重要事項（施設の目的及び運営の方針、提供する保育の内容等）に関する規程を定めることを保育所に義務付ける。 2 保育所に対し、①業務の質の自己評価及び業務の改善を義務付けるとともに、②定期的に外部評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図ることを求める。 3 その他規定整備 	
施行日	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行の日
<p>【その他参考事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準省令の改正の趣旨 <p>(1) 子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、保育所については、①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすことに加え、②特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所であって、市町村長から施設型給付費の支給に係る施設としての確認を受けたもの）としての運営に関する基準を満たすことが求められることから、②の基準との整合をとる必要があること。</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園について、新たに設備及び運営の基準が定められることから所要の改正が行われるもの。</p> 2 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）により、児童福祉法の一部が改正され、これに伴い、これまで省令で全国一律に定められていた児童福祉施設の設備・運営等の基準について、地方自治体が地域の実情を踏まえて条例で定めることとなったことから、制定したもの。</p> 	